

会 議 録

会 議 名	平成 2 9 年度第 1 回野田市福祉有償運送運営協議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	1 会議録等のホームページ掲載について（公開） 2 野田市における福祉有償運送事業の実施状況について（公開） 3 道路運送法第 7 9 条の 6 に基づく有効期間の更新登録について（非公開）
日 時	平成 2 9 年 6 月 8 日（木） 午前 1 0 時から午前 1 1 時まで
場 所	市役所 5 階 5 1 2 会議室
出席者氏名	委 員 高柳 行將、高橋 進、小川 嘉一 原 正之、富山 克彦（保健福祉部長） 委員代理 角谷 徹（朝日自動車株式会社） 事務局 鈴木 有（市長） 今村 繁（副市長） 直井 誠（高齢者支援課長） 善方 浩子（高齢者支援課長補佐） 鈴木隆一郎（高齢者支援課高齢者支援係長） 事業者説明員 2 名
欠席委員氏名	高橋 直樹、中村 光秀
傍 聴 者	無し
議 事	平成 2 9 年度第 1 回野田市福祉有償運送運営協議会の会議結果（概要）は、次のとおりです
高齢者支援課長	<p>それでは、定刻となりましたので、ただ今から平成 2 9 年度第 1 回野田市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日は、お忙しい中当協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます高齢者支援課長の直井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。本日は、千葉運輸支局長又はその指名する職員・中村光秀委員から欠席の届出がございました。</p> <p>また、公共交通機関を代表する委員・高橋直樹委員ご本人が出席できないため、委員の代理職員としてご出席をいただいております。</p>

<p>高齢者支援課長</p>	<p>ます。出席委員は、運営協議会設置要綱第5条第3項の規定された委員の半数以上に達しておりますので、当協議会が有効に成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、当協議会は公開としておりまして、開催に際し、ホームページ等で市民の皆様にお知らせをしております。今回の協議会につきましては、傍聴の申込みはございませんでした。</p> <p>また、会議録作成のため、録音させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、始めに鈴木市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>市長</p>	<p>おはようございます。本日はお忙しい中、福祉有償運送運営協議会に、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>また、日頃から皆様方には、野田市の福祉行政に多大なるご協力、ご支援をいただきまして、誠にありがとうございます。深く感謝いたします。</p> <p>さて、野田市では、高齢者の社会参加を通して、閉じ籠もりの防止、健康づくりを推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組むとともに、障がいのある方が地域の中で普通の生活を送ることができ、可能な限り自立して社会参加ができるよう、地域で支え合う心のバリアフリーの実現に向けて頑張っているところでございますが、福祉をとりまく環境は、少子高齢化に伴いまして日々変化しております。特に運転に不安を持つ高齢者が増える中、介護認定を受けている方や身体等に障がい有する方の通院や買物など、日常の交通手段を確保し、安心して生活ができる地域社会を築いていくことは重要であると考えております。</p> <p>福祉有償運送事業につきましては、高齢者や障がい者など、一人で、バス、タクシーなど地域における公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、その公共交通機関を補完する有償の移送サービスとして、大きな役割を担っております。</p> <p>当協議会は、道路運送法に基づく福祉有償運送の登録について、その必要性並びに適正な実施等について、協議をお願いするものでございます。</p> <p>本日は、NPO法人1件の更新登録について、様々な立場からご意見を頂きまして、ご協議いただきたいと思いますと考えております。よろしくようお願い申し上げます、ありがとうございました。</p>

高齡者支援課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議を開催させていただきますが、今回は委員改選後、初めての会議となりますので、改めまして委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>それでは、運営協議会設置要綱の委員区分により、ご紹介させていただきます。</p> <p>初めに、福祉有償運送の利用者として、野田市障がい者団体連絡会運営委員の高柳行將（たかやなぎ ゆきまさ）様でございます。</p>
高柳委員	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
高齡者支援課長	<p>次に、ボランティア団体を代表する方として、野田市ボランティア連絡協議会 書記の高橋 進（たかはしすすむ）様でございます。</p>
高橋委員	<p>高橋です、よろしくお願ひします。</p>
高齡者支援課長	<p>次に、公共交通機関を代表する方として、千葉県タクシー協会理事の小川 嘉一（おがわ よしかず）様でございます。</p>
小川委員	<p>小川です。よろしくお願ひします。</p>
高齡者支援課長	<p>次に、公共交通機関を代表する方として、朝日自動車（株）常務取締役の高橋 直樹（たかはし なおき）様でございますが本日は代理としまして、野田営業所長の角谷 徹（すみや とおる）様にご出席をいただいております。</p>
角谷委員代理	<p>角谷です。よろしくお願ひします。</p>
高齡者支援課長	<p>次に、公共交通に関する学識経験者といたしまして、原 正之（はら まさゆき）様でございます。</p>
原委員	<p>原正之です。よろしくお願ひします。</p>
高齡者支援課長	<p>次に、野田市保健福祉部長の富山 克彦（とみやま かつひこ）です。</p>

富山委員	富山です。よろしくお願いします。
高齡者支援課長	続きまして、事務局職員を紹介いたします。
副市長	副市長の今村と申します。よろしくお願いします。
高齡者支援課長	高齡者支援課長の直井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
高齡者支援課長補佐	高齡者支援課 課長補佐の善方と申します。よろしくお願いいたします。
鈴木係長	高齡者支援課 高齡者支援係長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。
総務課	総務課の大月と申します。今日議題1の会議録等のホームページ掲載について、ご説明にまいりましたのでよろしくお願いいたします。
高齡者支援課長	<p>以上職員を紹介させていただきました。</p> <p>次に、「議長の選出について」に入りたいと思います。</p> <p>それでは、議長が決定するまでの間、市長に仮議長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議無しの声）</p>
高齡者支援課長	よろしいでしょうか、それでは、市長よろしくお願いします。
仮議長（市長）	<p>それでは、議長が決定するまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>早速、議長の選出をお願いしたいと思います。</p> <p>運営協議会設置要綱第5条第2項の規定によります「会議の議長は、委員の互選により選任する」とあります、選出方法はいかがいたしましょうか。</p>
高柳委員	推選でお願いいたします。

<p>仮議長（市長）</p>	<p>はい、ただ今、推選というご意見がございましたが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議無しの声）</p>
<p>仮議長（市長）</p>	<p>異議がございませんので、では、どなたかご推選をお願いいたします。</p>
<p>高柳委員</p>	<p>原委員によろしくをお願いいたします。</p>
<p>仮議長（市長）</p>	<p>ただ今、議長に原委員というご意見がありましたが、そのほかに推選はございませんか。</p> <p>それでは、ほかに推選がありませんので、原委員に議長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議無しの声）</p>
<p>仮議長（市長）</p>	<p>それではですね、野田市福祉有償運送運営協議会の議長を原委員をお願いいたします。議長が決定しましたので、ここで議長を交代させていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>高齢者支援課長</p>	<p>それでは、すいません議長席の方へお願いいたします。</p> <p>それでは、原議長に一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>原議長</p>	<p>この度は、皆様のご推薦によりまして、議長の重責を担わせていただくことになりました。どうぞ皆様よろしく申し上げます。</p> <p>福祉有償運送につきましては、移動制約者には欠かせない重要な施策であり、その実施を決定する当運営協議会の役割は重大であると認識しております。</p> <p>福祉有償運送の円滑な実施に向けて、全力を尽くしたいと考えておりますので皆様のご指導ご協力をお願いします。</p>
<p>高齢者支援課長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、市長は、所用によりここで退席させていただきます。</p>
<p>市 長</p>	<p>どうもすみません、よろしくをお願いいたします。</p>

<p>高齢者支援課長</p>	<p>(市長退室)</p> <p>それでは、議長よろしくお願ひいたします。</p>
<p>原議長</p>	<p>それでは、議事に入らせていただきます。本日の審議内容について、確認をさせていただきます。</p> <p>議事は、お手元の次第に基づき進行いたしますが、本日は、議題3「道路運送法第79条の6に基づく有効期間の更新登録について」は、野田市情報公開条例第6条に該当する不開示情報があり、非公開での審議となりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議題1「会議録等のホームページ掲載について」事務局から説明を求めます。</p>
<p>総務課</p>	<p>はい、総務課の大月と申します。よろしくお願ひします。本日、ご審議いただきたいのは、審議会の会議録、会議資料、委員名簿のことでございまして、本市では、これまで、審議会、このような審議会、こちらは協議会でございますが、いわゆる審議会につきまして、ホームページに開催の予定などは掲載してございましたが、『会議録』、『会議資料』というのは掲載してございませんでした。</p> <p>それで、そのようなもの『会議録』、『会議資料』につきましては、非公開の部分を除きまして、市役所にあります行政資料コーナーというのがありまして、そちらほうに会議文書というかたちで公表してございました。それがですね、昨年6月議会に、その内容をホームページにも掲載してほしいというような陳情の提出がありました。これにつきましては、各審議会の判断に委ねるというようなことで、結果的には、不採択というかたちになってございます。</p> <p>近隣市の状況、調べた状況を申し上げますと、『会議録』は、多くの審議会でもホームページに掲載してございます、『会議資料』につきましては、掲載している団体は少ないというような状況でございました。</p> <p>なお、それぞれの自治体に『会議録』をホームページに掲載することについて、どのように決定しているかということをお聞きしたところ、それぞれの審議会にご判断をあおいでいるというようなことでございました。</p> <p>そこで、本市におきましても、審議会の『会議録』、『会議資料』</p>

	<p>をホームページに掲載することは、情報発信の上から必要と考えてございます、それで同様にその取扱いにつきましては、それぞれの審議会でご判断いただくべきものと考えてございますので、なお、今日こうやってお願いするものでございますので、本日の会議分から対象にしたいというふうに考えてございます。</p> <p>あと、『委員名簿』についても、ご判断をお願いしたいことがございます。本市では、これまで会議録には委員のお名前は当然記載してございましたがこれまで紙ベースのかたちで委員名簿については、個人情報に記載されているということで公表してきませんでした。</p> <p>ただし、近隣市では、事務局の作成する連絡用の『委員名簿』住所とか電話番号が載っているものですね、そういうものとは別に、公表用の『委員名簿』を作成し、公表している場合が多いことから、そのような『委員名簿』を公表していくかにつきまして、併せてご判断をいただくことといたしました。</p> <p>このようなお願いを昨年8月からそれぞれの審議会でお願いをしているところでございます。どうぞ、よろしくお願いいいたします。</p>
原議長	<p>はい、ただ今ご説明をいただきましたが、項目が多いため、一つ一つ順を追ってですね質疑を行いながら進めていきたいと思えます。まずは、会議録について、改めて説明をお願いします。</p>
総務課	<p>はい。まず、『会議録』についてご審議をお願いいたします。</p> <p>本市では、ホームページ上の「審議会の開催のお知らせ」というところにおいて、会議の結果については、『報告を受け、了承する。』で議題ごとにですね、『審議し、継続審議となる。』というような簡潔な掲載をそれまではしてまいりました。『会議録』、会議の概要ですね、については、掲載はしておりませんでした。先ほどもご説明したように、近隣市におきましても、『会議録』を掲載しているような状況が多いというようなことですので、当市におきましても会議録を現在、その行政資料コーナーに配架しているものと同じもの、それをホームページに掲載するかについて、ご審議いただきたいと思えます。</p>
原議長	<p>はい、それではですね、委員の皆様には、ご質問、ご意見など、ありましたら、お願いいいたします。</p>

高橋委員	はい。
原議長	高橋委員どうぞ。
高橋委員	今担当の方からご親切にありましたけれども、私はそれでいいと思いますよ、掲載でね。というのは担当の方もそれなりに近隣のことはなんかを調査されて、それなりのバランスで載せると思いますんで結構だと思いますよ。
原議長	ほかにございますか それではないようであれば、多数決によって決定したいと思います。 それでは、会議録のホームページ掲載に賛成の方、挙手をお願いいたします。 はい、多数ということで、これは掲載するというだけでいきたいと思います。
総務課	はい、ありがとうございます。
原議長	では、『掲載することに』決定いたしまして、引き続き総務課から説明をお願いします。
総務課	会議録のホームページへの掲載の掲載時期について、ご説明します。会議録は、会議終了後事務局で一カ月を目途に作成するというような事務手続をとりまして、それぞれの委員の方にその内容をお送りしますので、それで記載内容に誤りがなければ、ある程度のお時間を設定させていただきます。確認の期間を何日か取りますので修正等ご意見をその期間の間に出していただいて、なければそれで決定というような形でその後ホームページに掲載したいと考えております。あとですね、この会議は一部非公開の部分があると思うのですが、非公開の部分は、当然公開の対象から除かれますのでよろしくをお願いします。
高橋委員	非公開の部分というのは、どういうことですか。
総務課	今回の会議で、法人の情報、議題3番ですね、道路運送法の有

	<p>効期間の更新登録については、会議を公開してございません。傍聴人の方を入れてないんですよ。その内容については、個別の審査とか、そういうことです。法人の、団体の審査の内容のことですので、それについては、公表してございませんので、ホームページにも同じく公表することはいたしません。</p>
原議長	<p>次に、会議資料をホームページに掲載するかどうかについて、説明をお願いします。</p>
総務課	<p>続きまして『会議資料』なんですけれども、会議資料は、今皆様にお配りしている物でございます。こちらにつきましては、事務局のほうで作成している物でございます。当然、それでデジタル化するに当たっても、今はそういう手間暇とか、手間暇とかそれほどこかるものではございませんので、掲載するというような方向でご審議いただければと考えております。よろしく申し上げます。</p>
原議長	<p>委員の皆様、ご質問、ご意見がございましたら、よろしく申し上げます。</p> <p>ほかにはないようであれば、これも多数決によって決定したいと思えます。会議資料をホームページ掲載に賛成の方挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（挙手多数）</p> <p>賛成多数ということで掲載することに決定いたします。</p> <p>それでは、次の審議に移ります。委員名簿について、ご説明をお願いします。</p>
総務課	<p>はい。はい、委員名簿でございますが、こちらもその他市の状況を調べたところ、近隣市で掲載内容は様々、項目は様々でございますが、委員名簿をホームページに掲載している例は多くございました。市におきましては、これまで行政資料コーナーにも置いてなかったんですけども、まあその公表用の委員名簿というようなかたちを作成しまして、それで、ホームページに掲載するかについて、ご判断をお願いするものでございます。それで、事務局の案といたしまして、資料を付けさせていただきました。野田</p>

	<p>市福祉有償運送運営協議会委員名簿 案というものでございます。この中でですね、こちらの協議会につきましては、設置要綱というものが市の方で定めておりまして、その中でそのお名前、選出区分ですね。選出区分で福祉有償運送の利用者又は利用を希望する者とか、ボランティア団体を代表する者、公共交通機関を代表する者などの選出区分があります。こちらの名簿案の氏名・任期・選出区分の所までは、少なくとも項目としては、もし公表していただけるのであれば、公表したいというふうに考えてございます。その他にこの右から2番目、選出団体という部分がございます。これがそのそれぞれの具体的な団体等の選出区分から詳しい説明が入ったものでございます。それでこちらにつきましては、それぞれの審議会でここも出していい、出さないというのは、判断を特に野田市のほうでここを出してくださいとか出さないようにとかいうのはございませんので、最初にですね、委員名簿をホームページに掲載することはどうか、というようなことをご決定いただいたあと、この選出団体等の区分について、それを含めてやるのか、それともそれを除いて掲載するのかについて、ご決定、ご判断をいただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
原議長	<p>はい、それでは委員の皆様ご質問、ご意見ありましたらお願いします。</p>
高橋委員	<p>要は、ここに入ってる名簿ありますよね、要は、これをのつけるかですね。</p>
総務課	<p>そうですね、</p>
原議長	<p>何ページか、ページが書いてない。議題1の。</p>
事務局（課長）	<p>すみません、議題1の一番最後のページの所に名簿の案ということで。</p>
高橋委員	<p>ここに書いてありますね、選出区分というところですね。</p>
原議長	<p>それではですね、諮っていきたいと思います。 他にないようであれば、最初にですね、委員名簿をホームページに公開することについて、多数決をとって決定したいと思いま</p>

	<p>す。この名簿の案をごらんになっていただいて、賛成の方、反対の方、それぞれの案で挙手をお願いしたいと思いますけども、賛成の方。</p> <p style="text-align: center;">（挙手多数）</p> <p>全員ですね。賛成ということで、委員名簿をホームページに公開するという事で決定いたしました。</p> <p>公表に決定した場合ですね、次に掲載する名簿の形式について、決定したいと思います。</p> <p>そこがございます所属団体等の欄を公表するか、しないか、委員の皆様ご意見、ご質問などありましたら、よろしくお願いたします。</p> <p>ないようであれば、多数決によって決定したいと思います。この所属団体等の欄を公表に賛成の方、または、所属団体等の欄を公表に反対の方、それぞれにお別れしたと思うんですけども、所属団体等の欄に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（挙手多数）</p> <p>多数ということで、決定いたします。</p> <p>ほかに判断や決定をすることはありますか。</p> <p>以上でございます。お時間とらせて申し訳ございませんでした。</p> <p>以上、会議録等のホームページへの掲載について、ここで皆さんにご決定されたことにつきましては、お手元の資料の「野田市を良くする市民の会」からの公開質問状の回答として、事務局で取りまとめをお願いします。</p> <p>そこに、この前の段階ですね、公開質問状ということできていますので、これについてのところですね。</p> <p>はい。</p> <p>はい、それでは、「会議録等のホームページ掲載について」事務局から説明がありましたように進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p>
総務課	
原議長	
総務課	
原議長	

<p>原議長</p>	<p>次に、議題2「野田市における福祉有償運送事業の実施状況について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局（鈴木係長）</p>	<p>高齢者支援課高齢者支援係の鈴木と申します。よろしく申し上げます。では、「議題2 野田市における福祉有償運送事業の実施状況について」を説明いたします。</p> <p>まず、初めに福祉有償運送事業の概要についてご説明いたします。</p> <p>議題2の7ページをご覧ください。1の福祉有償運送事業の定義ですが、福祉有償運送とは、バス等の公共交通機関によって要介護等認定者や障がい者など、移動制約者の輸送サービスが十分に確保できないと認められた場合、NPO法人等が道路運送法第79条の2に基づく登録を行った上で、自家用自動車を使用して、営利とは認められない対価（実費の範囲内）で当該法人等の会員の通院や通所等について個別輸送サービスを行うことをいいます。</p> <p>なお、株式会社などの営利法人が有償で運送を行う場合（乗合・貸切バス、タクシー）は、道路運送法第4条（一般旅客自動車運送事業）や同法第43条（特定旅客自動車運送事業）の許可が必要となりますが、施設介護事業者（デイサービス、ショートステイの事業者を含む。）が行う要介護等認定者の送迎については、自家用輸送であることが明確である場合（ガソリン代等実費相当分のみを徴する場合も可）に限り、道路運送法に基づく許可や登録は不要となります。</p> <p>2 福祉有償運送事業を実施するための手続ですが、市が設置する運営協議会においてその必要性や対価等について協議が調うことを要件として国に登録を行います。登録までの事務手順は、表をご覧ください。</p> <p>8ページをご覧ください。3 福祉有償運送事業を実施するための要件ですが、まず、当協議会で福祉有償運送事業そのものの必要性の判断をしていただき、必要と認められれば、個別に申請事業者が要件に該当するが否かの判断をしていただくこととなります。個別要件は運転者の要件（＝普通第2種免許。ない場合は、普通第1種免許で、過去2年間に運転免許停止を受けておらず、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習会を受講していることが必要となります。また、セダン等一般車両を運転する場</p>

合は、さらに、セダン等運転者講習会を修了済みであるか介護福祉士の資格が必要になります。) 管理運営体制 (= 運転管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応、苦情発生時の対応等が明確に整備されていることが必要です。) 運送の対象者 (= 要介護認定者、身体障がい者、並びにその他単独では公共交通機関の利用による移動が困難であって、あらかじめ福祉有償運送事業者にて会員登録をしている者) 利用できる車両 (= 乗車定員が11人未満の自家用車であること。車椅子又はストレッチャーのためのリフト等を設置した福祉車両やセダン等一般車両の利用可能です。) 損害賠償保険 (= 対人無制限、対物1千万以上の任意保険又は共済に加入する。) 運送の対価 (= 営利に至らない範囲でおおむねタクシー運賃の2分の1程度。) 法令遵守 (= 登録を受けようとするNPO法人の役員が道路運送法第7条の欠格事項に該当する者でないこと。)の各項目の基準を満たしていることを審査していただきます。登録期間は、新規の場合は、2年間、更新の場合は、有効期間内に重大な事故がない場合には3年間となります。

それでは、福祉有償運送事業の必要性についてご説明に入ります。

1ページをご覧ください。まず、1の移動制約者に係る外出支援施策及び福祉有償運送事業の実施状況についてですが、(1)の移動制約者の状況ですが、野田市における移動制約者については、平成27年4月1日現在で8,138人であったものが、平成29年4月1日現在では8,915人となっており、対前年比は、平成28年4月1日現在で3.93%増、平成29年4月1日現在で5.40%増となっています。

ここでいう移動制約者とは、下表の【移動制約者の推移】に記載しております介護保険上の要介護・要支援者で居宅サービス利用者の人数、身体障がい者(視覚障がい、肢体不自由者、内部障がい者で3級以上の手帳をお持ちの方、知的障がい者で重度・中度の方、精神障害者保健福祉手帳所持者の合計としています。

(2)外出支援施策の利用者及び福祉有償運送事業の利用登録者については、野田市及び社会福祉協議会が外出支援施策として実施している福祉タクシー券の交付及び福祉カー貸出事業の利用者については、平成29年4月1日現在で4,135人、さらにNPO法人による福祉有償運送事業への利用登録者が778人で合計4,913人の方の輸送手段が確保されており、対前年比は、

平成28年4月1日現在で7.67%増、平成29年4月1日現在で2.68%増となっており、外出支援施策及び福祉有償運送事業の利用者や利用登録者が着実に増加していることが分かります。

(3) 潜在的利用意向者の推移について、上記(2)で示したとおり外出支援施策及び福祉有償運送事業の利用者や利用登録者が着実に増加していますが、その一方で潜在的利用意向者(移動制約者であるが、外出支援施策の登録者でもなく、福祉有償運送事業の利用登録者にもなっていない方)も平成27年4月1日現在の3,694人から平成29年4月1日現在の4,002人と増加しております。

そうした中、移動制約者に占める潜在的利用意向者の構成比では、平成27年4月1日現在で45.39%であったものが、平成29年4月1日現在で44.89%に減少しておりますが、依然として潜在的利用意向者が4割を超えている状況であることから、現在実施している福祉有償運送の継続は不可欠であると考えております。

次に4ページをご覧ください。2の平成26年度から28年度における福祉有償運送事業の実施状況について説明いたします。まず登録事業者ですが、現在、野田市ではNPO法人なのはな会1事業者だけです。次にかっこ2の福祉有償運送事業の利用状況につきましてご説明させていただきます。平成27年度から28年度における延べ利用回数を比較すると、福祉車両で37回(減少率=15.9%)の減少、セダン等一般車両で200回(増加率=10.1%)の増加となっており、全体では、163回(増加率=7.4%)の増加となっております。また、利用車両別の構成比を見ると、セダン等一般車両の利用率が約92%を占めており、手軽に利用できるセダン等一般車両の利用意向が高いことが分かりますが、一人当たり延年間利用回数を見てみると、一人1か月で1回は利用しておらず、今後さらに需要の掘り起こしが必要であると考えております。

終わりに6ページをご覧ください。参考として3 近隣市における福祉有償運送事業者の登録数を記載しています。松戸市で4、柏市で8、流山市で6、我孫子市で6、鎌ヶ谷市で3となっております。

事務局の説明は、以上です。

原議長	ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問あれば、お願いいたします。
高橋委員	ちょっと。
原議長	はい、どうぞ。
高橋委員	1ページの表の移動制約者の推移って表ありますね。
事務局（鈴木係長）	はい。
原議長	はい。
高橋委員	この枠の中で、精神障がい者が平成28年度までと29年度で大幅に増えていますけども。
事務局（鈴木係長）	はい。
高橋委員	これは何か制度の違いとか、何か他に変化があったんですか。
事務局（鈴木係長）	はい。こちらですね、あの、数字が急激に増えていましたので担当の方に確認したんですけども、特に何かがあった訳ではなく手帳の交付数がこれだけ多かったという風に聞いております。
高橋委員	なんかあったんですかね。
事務局（鈴木係長）	ちょっと、その辺は分かりません。
高橋委員	わからない。
事務局（鈴木係長）	はい。
原議長	他に質問はありますか。
高橋委員	はい。
原議長	はい、どうぞ。

高橋委員	私だけ喋って。
原議長	結構ですよ、どうぞ。
高橋委員	<p>6ページの表ですね、近隣市における福祉有償運送事業の登録事業者、近隣市のもので、その枠の中で野田市が事業者数が1で、他の市はだいぶ多いんですがね、松戸4とか柏8とかね。野田市だけですね、車両の数とかなんかも他の市と比べて少ないんですけども、これは、他に間に合うものがあるのか、または制度が足りているのか、どうなんですかね。</p>
事務局（課長）	<p>はい。つきましてはまず、一般の方の福祉有償についての事業者数は、野田市1社ですけども、他市との違いは、大きく違うのは、野田市は、福祉タクシーということで、市の福祉サービスの中で、要介護者とか障がい者の方を対象に、2,000円まで使いますと、1,000円、2分の1を助成するという福祉タクシーの、その対象者が他市ではほとんどが、障がい者の本当に大枠だとか、要介護度の重い方だけしか対象になっていないんですけども、野田市は、介護で要支援以上の認定を受けているとか、70歳以上で非課税の方とか、ということで、その助成の対象を多くしたりしてやっていますので、ある程度の需要はそちらのほうで賄えている。ということで福祉有償の方の需要といたしますか、そちらのニーズのほうが少ないので、以前、もう1社、このなのはな会の他にもう1社あったんですけども、平成25年ですかね、廃止ということで、今は1社となっています。</p>
高橋委員	そうか。
原議長	<p>よろしいでしょうか。 それではご質問がない様子なので、議題2「野田市における福祉有償運送事業の実施状況について」は、ただ今の説明のとおり、了承することよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議無しの声）</p> <p>はい、それではですね、ご異議がないようですので、議題2「野</p>

	<p>田市における福祉有償運送事業の実施状況について」は、ただいまの説明のとおり了承することといたします。</p>
--	---